

就労系ビザ「特定技能」「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職1号(ロ)」「企業内転勤」「技能」「資格外活動」及び「技能実習」の比較表（※行政書士法人エベレスト作成、無断転載・転用禁止）

在留資格 名称 比較 する項目	特定技能 (1号)	技術・人文 知識・国際 業務	高度専門職 1号(ロ)	企業内転勤	技能	資格外活動 (在留資格 「家族滞 在」「留 学」等)	技能実習
日本に滞在する理由となる活動内容（認められる活動）	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が、本邦にある事業所に期間を定めて転勤して、当該事業所において行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（在留資格「技術」に相当）若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する	外国人の方が、調理師等としての活動（熟練した技能を要する業務に従事する活動）	許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（要許可）	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」という。）第8条第1項の認定（注）を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

		の項まで、 企業内転勤 の項及び興 行の項の下 欄に掲げる 活動を除 く。)		活動（在留 資格「人文 知識・国際 業務」相 当）。			
該当する例	14 業務分野 で働く外国 籍労働者 （介護、ピ ルクリーニング、素形 材産業、産 業機械製造 業、電気・電 子情報関連 産業、建設、 造船・船用 工業、自動 車整備、航 空、宿泊、農 業、漁業、飲 食料品製造 業、外食産 業)	機械工学等 の技術者、 通訳、デザ イナー、私 企業の語学 教師等D	博士号をも って大企業 に勤める外 国籍エンジ ニア等（ポ イント計算 表に基づき 70ポイン ト以上の要 件を満たす 者)	日本企業の 海外現地法 人（子会社） から招いた 外国籍労働 者等	調理師、建 築技術者、 外国特有製 品の製造・ 修理、宝石・ 貴金属・毛 皮加工、動 物の調教 師、海底掘 削・探査技 術者、パイ ロット、ス ポーツ指導 者、ソムリ エ	在留資格 「技術・人 文知識・国 際業務」を 得て就労す る外国籍労 働者の外国 籍配偶者が アルバイト をする場 合、外国人 留学生がコ ンビニ等で アルバイト をする場合 等	農業、漁業、 建設関係、 製造業など OJTで技術 を学ぶ外国 籍労働者 等
「単純労働」が認められるか	(△) 直ちに認められるわけではない（誤解されがちなため注意）	(×) 認められない	(×) 認められない	(×) 認められない	(×) 認められない	(○) 認められる	(△) あくまで技能実習計画に定めた実習であり、技術の習得に必要な範囲で、関連業務及び周辺業務として一定時間まで認められる。
許可され得る年数の最	累積で最大 5年	5年（更新 可能）	5年（更新 可能）※高	5年（更新 可能）※期	5年（更新 可能）	－ （主たる在	5年（※技 能実習3号

大年数			度専門職 (2号)は 無期限	間を定める ことが要件		留資格活動 に基づく)	に至るまで の年数)
家族の帯同	原則不可	可能(親を 除く)	可能(親・家 事使用人も 可能)	可能	可能	主たる在留 資格によっ ては可能 (※主な 「家族滞 在」「留学」 は不可)	不可
学歴要件	不要	必要(大学 を卒業する か同等以上 の教育又は 日本の専修 学校の専門 課程を修 了)。※「人 文知識10 年以上」の 実務要件が ある場合 は、学歴要 件について 代替可能。	不要(大学 卒業以上で 10点配点 あり)	不要	不要	不要	原則不要 (前職要件: 省令第10 条第2項第 3号ホ)
技術・技能 要件	必要→業界 ごとの技術 試験を合格 するレベル (※但し、 技能実習2 号修了者は 免除)	不要(学歴 要件あれば 実務経験は 不要)	不要(学歴 要件あれば 実務経験は 不要)	不要	必要→産業 上の特殊な 分野に属す る熟練した 技能(原則 10年以上の 実務経験)	不要	不要(制度 上、技能を 学ぶために 認められる 在留資格)
日本語能力 (語学レベル)	原則N4以 上が必要 (※技能実 習2号修了 者は免除)	不要	不要(※N 2取得で1 0点配点あ り)	不要	不要	不要	原則N4程 度(2年目 移行にN3 以上)
就労時間の 制限	制限なし (労働基準 法等遵守)	制限なし (労働基準 法等遵守)	制限なし (労働基準 法等遵守)	制限なし (労働基準 法等遵守)	制限なし (労働基準 法等遵守)	週28時間 以内(在留 資格「留学」	制限なし (労働基準 法等遵守)

						の場合、学則による夏休み期間中は1日8時間以内まで拡大あり)	
給与水準	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると(上陸許可基準)	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると(上陸許可基準)	日本人労働者と同等以上の給与水準(29歳以下400万以上で10点配点あり)	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると(上陸許可基準)	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると(上陸許可基準)	不問(最低賃金法・労働基準法の適用有り)	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると(上陸許可基準)
職務が可能な業種(分野)	限定あり→14分野(人手不足が深刻な業界)(平成31年4月1日時点)	不問(単純労働は不可)	不問(単純労働は不可)	不問(単純労働は不可)	指定あり	不問(単純労働も可能)	限定あり→80職種144作業(平成31年2月8日時点)
その他・注意点など	直接雇用が基本で「派遣」での就労不可(例外的に農業と漁業を除くが、派遣元機関にも厳しい要件有り)	「国際業務」類型では、原則として3年以上の実務経験も必要(実務要件)。	「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動:国際業務」は含まれていない。	申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、継続して1年以上の業務(「技術・人文知識・国際業務」に要該当)に従事した実績を要する。	実務経験の立証について難航するケースが多い	制限時間を超えた場合、後々の変更許可について悪影響が出るため、残業等で超えないように注意する。	平成29年11月1日に施行された「技能実習法」により、運用が厳しくなっている状況。
参考 URL (法務省)	<a href="http://www.moj.go.jp/n_yuukokukan_ri/kouhou/">http://www.moj.go.jp/n_yuukokukan_ri/kouhou/</a>	<a href="http://www.moj.go.jp/n_yuukokukan_ri/kouhou/">http://www.moj.go.jp/n_yuukokukan_ri/kouhou/</a>	<a href="http://www.immi-moj.go.jp/n_ewimmiact_">http://www.immi-moj.go.jp/n_ewimmiact_</a>	<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRAT">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRAT</a>	<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRAT">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRAT</a>	<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRAT">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRAT</a>	<a href="http://www.moj.go.jp/n_yuukokukan_ri/kouhou/">http://www.moj.go.jp/n_yuukokukan_ri/kouhou/</a>

	nyuukokuka nri01_0012 7.html	nyuukokuka nri07_0008 9.html	3/index.htm 1	ION/ZAIR YU_NINTE I/shin_zairy u_nintei10_ 13.html	ION/ZAIR YU_NINTE I/shin_zairy u_nintei10_ 15_02.html	ION/16- 8.html	nyuukokuka nri07_0014 5.html
--	------------------------------------	------------------------------------	------------------	----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	-------------------	------------------------------------